

裁 決 書

審査請求人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

[REDACTED]

弁護士 [REDACTED]

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成27年5月8日付けで提起のあった、[REDACTED]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定に基づき平成27年4月14日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 理由のない処分

本件処分の理由（理由付記）について、処分庁は「[REDACTED]さんの文書指示義務違反により」と記載する。

この点、過去に、審査請求人は、処分庁から、文書指示義務を課されたことはないの
で、本件処分は理由付記違反または理由のない処分といえる。（もっとも、以下ではこの
文書指示義務違反を文書指示違反とみなす。）

(2) 法第62条第4項違反（弁明の機会を設けない処分）

本件処分は、平成27年3月12日付け法第27条に基づく文書指示違反を理由としてなされ
たものである。本件処分は、文書指示違反を理由とするから、法第62条第1項、同条第3
項に基づくものである。

法第62条第4項は、同条第3項の停廃止決定をする場合には、当該被保護者に対して、
弁明の機会を与えなければならないと規定する。

処分庁は、本件処分を行うに際して、審査請求人に対して、法第62条所定の弁明の機会
を通知・付与していない。

処分庁は、審査請求人に対し、平成26年3月18日付け文書指示およびその違反につい
て、同年4月14日付け文書で弁明の機会を通知し、同月30日頃、[REDACTED]福祉事務所におい
て弁明の機会を付与している。

しかし、本件処分において、保護停止が平成27年4月1日に遡及していることから、本件処分は、直近の同年3月12日の文書指示違反を理由とするものでなければ適法とはならない。

そうすると、本件処分の理由である文書指示よりも前にした弁明の機会の付与は、本件処分のためのものではないといえる。

したがって、本件処分は、文書指示違反を理由とするにもかかわらず、弁明の機会を通知・付与していないことから法第62条第4項が規定する手続によらない違法、不当なものである。

(3) 自動車の処分を求める文書指示の違法、不当性

ア 法第27条の文書指示違反を理由とする法第62条第3項の保護の停廃止決定は、法第27条指示の内容が、適法かつ被保護世帯の実情において正当なものであることが前提となる。

イ 本件自動車使用が、被保護者の妻の通勤用のものであること、妻の収入が、金16万円前後と、被保護世帯の自立に不可欠なものとなっていることには争いがない。

ウ 平成27年3月12日付け文書指示は、本件自動車の使用が不必要な経費の支出を伴うことから、補足性の原則（法第4条第1項）に反することを理由とするものである。そして、審査請求人は、一切の自動車の使用が、補足性の原則に反しないと主張するものではない。

エ しかし、本件自動車の使用は、「社会通念上処分させることを適当としないもの」（次官通知第3の5）であるから、これを処分することを求める上記文書指示は、違法または行政裁量を逸脱する不当なものである。

オ 通勤用自動車使用の適否については、増永判決（福岡地裁平成10年5月26日判決）に鑑みて、上記次官通知第3の5の運用として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日厚生省社会局保護課長通知）第3の9において、「2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合」または「4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合」において、自動車以外により通勤することがきわめて困難であり、かつその保有が社会的に適当と認められるときは、その保有使用が認められるとされている。

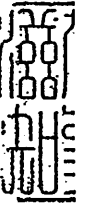
カ 本件においては、次の事情から上記「2」または同「4」の事情および自動車以外により通勤することがきわめて困難であることが認められる。

（ア）審査請求人の自宅から利用できる公共交通機関は、自宅から■■■■駅までが路線バス、■■■■駅からはJR等鉄道が利用できる。

■■■■駅から自宅に戻るためには、■■■■駅を19時20分に出発する最終便のバスに乗る必要がある。（上記「2」の事情）

（イ）妻が■■■■線■■■■駅近くの勤務先で仕事が終わるのは20時以降であり、21時以降になることもある。上記路線バスによる通勤（復路）は不可能である。（同「4」の事情）

（ウ）自宅から同妻の稼働先までは、自動車で約21キロメートル、30分かかる。また、鉄道を使うと約1時間32分かかる。つまり、自動車では通勤時間が往復1時間、鉄道を使うと3時間になる。（同「2」「4」の事情）



キ 本件においては、次の事情から、自動車の保有使用が社会的に相当と認められる。

(ア) 本件自動車は、処分価値のないものである。

また、現在は、同妻はリース会社との契約による自動車を利用していることから、同自動車には処分価値がない。なお、同自動車が、生活保護にふさわしくない程度に華美なものという事実はない。

(イ) 同妻は、平成25年頃に右足首（腓骨）を勤務先で骨折し、現在でも、ボルトが入った状態である。同妻は、現時点でも、長い距離を歩いたり、立ち座りを繰り返すと、同骨折部に痛みがある。このため、長い距離の移動を伴うバス・鉄道による通勤は相当困難である。

(ウ) 同妻が通勤により得ている勤労収入は、金15万円から同16万円であり、自動車の活用によって、十分に稼働能力を発揮している。

(エ) 自動車通勤ができなければ、長時間の労働および通勤時間に耐えられずに現在の職場を辞めて、収入が激減することは明らかである。そうすると、本件処分を放置することは、同妻の稼働状況を否定することとなり、ひいては、（失業による）審査請求人世帯の収入減と保護費を増加させることとなり、著しく正義に反する。

ク 福祉事務所の対案の不当性（タクシー通勤の奨め）

福祉事務所は、本件自動車を使用できなくなった場合、タクシー通勤を行うべきとの助言を行ってきた。

しかし、被保護世帯が、就労のために、タクシーを利用して通勤するという方法について、社会的な理解を得ることは到底困難である。滋賀県の社会通念上も、通勤にタクシーを利用することは一般的ではない。したがって、同助言は不当な助言である。

また、同助言は、上記課長通知第3の9に反した裁量違反がある。

上記のように、通勤用自動車の使用を認めるか否かは、同通知を基準として実質的に判断することとなる。

この点、同通知が同使用を認めるか否かは、公共交通機関の利用が困難か否かを基準としており、タクシーの利用が可能か否かを考慮にはあげていない。

したがって、通勤用自動車の使用を認めるか否かについて、タクシーの利用が可能か否かを考慮することは、同通知に反しており、国の定めた運用基準を逸脱した裁量違反となる。

そうすると、同妻が、仮にタクシーを利用して通勤することが可能だとしても、上記エの判断には何ら関係がない。

ケ 以上から、本件通勤用自動車の使用状況から、本件自動車は「社会通念上処分させることを相当としないもの」である。

したがって、審査請求人に対して、同自動車を処分させることを内容とする文書指示は違法、不当であり、同文書指示違反を理由として保護を停止した本件処分は、違法、不当である。

(4) 被保護世帯の急迫した事情（法第4条第3項）の調査義務を尽くしていない違法、不当性

補足性の要件を満たさない場合でも、被保護世帯において、急迫した事情がある場合には、保護は実施されなければならない（法第4条第3項）。



そして、被保護世帯において、急迫した事情にあるか否かについての調査義務は、
福祉事務所にある  地方裁判所平成24年12月18日判決（賃金と社会保障No. 1584号）、同控訴審大阪高等裁判所平成25年6月11日判決（賃金と社会保障No. 1593号））。

審査請求人は、重度の高血圧症であり、治療を放置すれば、同人の身体生命が害される蓋然性が高い病状にある。そこで、審査請求人は、同高血圧症に対して血圧抑制の投薬治療を受けている。

しかし、医療扶助が停止されたため、今後は治療を継続できない状況にある。

なお、高血圧症が身体生命に危険を及ぼす病気であること、高血圧症に対して投薬治療をしない場合に、身体生命の危険が顕在化する蓋然性があることは、上記  福祉事務所の判決内容によって、同事務所は知っている。

この点、 福祉事務所は、本件処分をするに当たって、被保護世帯に関するケース検討会議を開催していない。もちろん、審査請求人の医療の必要性が急迫した事情にあることの調査も怠っている。

したがって、本件処分は、同事務所が調査義務を怠ったまましたものであるから、違法または裁量を逸脱した不当な決定であるといえる。



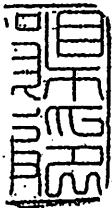
第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成21年8月7日 処分庁は審査請求人世帯の保護を開始した。
なお、審査請求人は自動車（滋賀 ）を保有していた。
- (2) 平成23年5月1日 審査請求人の妻（以下「妻」という。）は  市内の料亭の  に就職した。
- (3) 平成23年6月28日 処分庁は、所内ケース診断会議により審査請求人の住居（以下「自宅」という。）と妻の勤務地が近距離であることから前記自動車の保有は認められないと判断し、後日に、処分庁の担当職員（以下「担当職員」という。）はその旨を審査請求人に口頭で指導した。
- (4) 平成23年7月18日 妻は  を退職して、新たに  に就職した。
- (5) 平成23年8月10日 審査請求人は、妻の勤務先が変わったこと、帰宅時には  駅から自宅までのバスの運行が19時頃で終了するため、通勤用として前記自動車の使用を認めてほしいと相談するが、担当職員は、バス運行が終了したときはタクシーを利用し、その場合は当該実費を就労収入から控除できるため、自動車の使用は認められないと口頭で指導した。
- (6) 平成23年8月29日 処分庁は、次の内容による法第27条に基づく書面による指示（以下「文書指示」という。）を審査請求人に通知した。
 - ・指示事項（要点のみ）
自動車の保有は認められないこと。
平成23年10月1日までに処分して資産活用を行うこと。

- (7) 平成23年9月1日 担当職員は、自宅から■■■■■駅までの道のりは3.5Kmであり、徒歩や自転車でも不可能ではなく、原動機付き自転車（以下「原付きバイク」という。）の利用なら認めると審査請求人に助言した。
- (8) 平成24年2月13日 審査請求人は、前記自動車を処分した旨を処分庁に報告した。
- (9) 平成24年10月21日 妻は勤務中に転倒して右足首を骨折し、平成25年3月15日まで休職した。
- (10) 平成26年2月20日 担当職員は、自宅に自動車（滋賀■■■■■。以下「本件自動車」という。）が駐車されていることを確認した。
審査請求人は、担当職員に対して本件自動車の保有を認めるよう主張するが、担当職員は本件自動車の保有は認められないと口頭により説明した。
- (11) 平成26年3月18日 処分庁は、次の内容による文書指示を審査請求人に通知した。
・指示事項（要点のみ）
自動車の保有は認められないこと。
平成26年4月11日までに処分して資産活用を行うこと。
- (12) 平成26年3月24日 処分庁は所内ケース診断会議により、審査請求人が前記(11)の文書指示を期日まで履行しない場合は、法第62条第4項に基づく弁明の機会（以下「弁明の機会」という。）を設けることとした。
- (13) 平成26年4月14日 処分庁は、審査請求人が前記(11)の文書指示の内容を期日までに履行しなかったことから、弁明の機会を設ける旨を審査請求人に通知した。
- (14) 平成26年4月30日 処分庁は弁明の機会を設け、これに審査請求人の代理人（以下「代理人」という。）が審査請求人および妻とともに出席した。
審査請求人は、妻が勤務地から帰宅する際には■■■■■駅からのバス運行が終了しているため通勤に本件自動車を使用していること、右足首を骨折した後遺症による通勤の困難性等を弁明したが、処分庁は、バス運行が終了した際はタクシーを利用し、その費用は実費控除できるため本件自動車の保有は認められないと説明した。
- (15) 平成26年5月10日 処分庁は、本件自動車の処分について代理人と協議していくこととし、前記(11)の文書指示の内容を履行しないことに対する処分は保留することとした。
- (16) 平成26年7月9日 担当職員は、タクシー代は妻の6月賞与から捻出するよう代理人に提案した。
- (17) 平成26年10月2日 審査請求人は、担当職員に対して通勤に本件自動車を使用する意思は変わらないと主張した。
- (18) 平成27年3月12日 処分庁は、審査請求人に本件自動車を処分させるため、次の内容による文書指示を行った（以下「本件文書指示」という。）。
・指示事項（要点のみ）
本件自動車を平成27年3月31日までに処分すること。
- (19) 平成27年4月14日 処分庁は、審査請求人が本件文書指示に従わなかったことを理由と



して本件処分を行った。

2 判断

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

この法にいう「資産」の活用の取扱いについては、所有または利用を容認するに適しない資産は、売却等により処分することで最低限度の生活の維持のために活用することを原則としているが、当該資産が最低限度の生活の維持のために現実に活用されているもの、または、社会通念上処分させることを適当としないもの等については、その処分により活用を要する資産から除くものとされている。（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第3。別記のとおり。）。

自動車については、一般的にその本体価格自体が高額であり、維持費や保険料等の負担も大きいことから、自動車が高い普及率を示している現状でもなお、最低限度の生活には相応しくないと解され、原則としてその所有および利用を認めていない。

しかしながら、前記のとおり一定の場合においては自動車の保有を認めることができることとされ、これに該当するものとして、①事業用品としての自動車（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3-3）、次官通知第3-5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としての②通勤用自動車（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3の問9。以下、単に「問9」という。別記のとおり。）および③障害者が通院に使用する場合等の自動車（課長通知第3の問12）が示されている。

これらを前提として、被保護者が資産の活用を怠り、または忌避していると認められる場合等にあつては、保護の実施機関は被保護者に対して必要な指導または指示をすることができ（法第27条第1項。以下「指導指示」という。）、被保護者がこれに従わないときは、弁明の機会を与えたうえで保護の変更、停止または廃止をすることができる（法第62条第3項および第4項）。

なお、指導指示を行うに当たっては、必要に応じて事前に調査等を行って状況の把握に努めるとともに、本人の能力、健康状態および世帯の事情等について配慮し、当該指導指示が形式化することのないよう十分に留意しなければならず、また、指導指示はまずは口頭により行い、これによって目的が達せられなかったとき等にあつては、文書により行うこととされている（局長通知第11-2-(3)および(4)）。

また、口頭による指導指示、文書による指導指示および弁明の機会を与えたうえで保護の変更等を行う場合には、指導指示の理由や内容等について、ケース診断会議等により組織として検討することとされている（「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成18年3月30日 社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Ⅱの1および2）。

以上のような法の規定およびその運用に関する通知から、法は、法第62条第3項に基づく保護の変更等の処分を行う場合において、口頭による指導指示、文書による指導指示お

よび弁明の機会の付与という段階的な手続を設け、各段階において指導指示の内容等に関する慎重な検討を行うとともに、被保護者が置かれている状況を明確に理解させて指導指示に従う機会を与えることで、被保護者の権利保護の要請と指導指示の実効性の要請との調和を図るものと解される（神戸地方裁判所 平成23年9月16日判決）。

(1) 弁明の機会について

審査請求人は、審査請求の理由(2)のとおり「法第62条第4項違反」として、本件処分は弁明の機会を設けずに行われた違法・不当なものであると主張していることから、まず、この点について検討する。

関係資料によれば、本件文書指示が行われた後から本件処分が行われるまでの間において、法第62条第4項に規定する弁明の機会が設けられたとの事実は認められないから、法に定められている段階的な手続を欠き、この点において本件処分は違法である。

なお、審査請求人は、平成26年3月18日に行われた文書指示（認定事実(11)）を履行しなかったことにより平成26年4月30日に弁明の機会が設けられているが（認定事実(14)）、その後も本件自動車の使用を継続するとの意向を示し、結果的に、本件自動車の処分を行わなかったことが認められる。

このような経過があったことにより、処分庁は弁明書において、平成27年3月12日に行った本件文書指示（認定事実(18)）は、平成26年3月18日に行った文書指示（認定事実(11)）と同内容であって、新たな指示を行ったものではないから、本件文書指示の後に新たに弁明の機会を設けなくとも、平成26年4月30日に弁明の機会が設けられていること（認定事実(14)）をもって、法第62条第4項違反には当たらない旨を主張している。

しかしながら、本件処分は履行期限を新たにする本件文書指示を理由としており、法第62条第3項および第4項の規定から、本件文書指示（平成27年3月12日）の後に弁明の機会を与える必要がある。

よって、処分庁のこのような主張は、本件処分を違法とする前記の判断を左右するものではない。

(2) 本件文書指示について

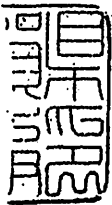
また、審査請求人は、審査請求の理由(3)のとおり「自動車の処分を求める文書指示の違法、不当性」について主張しているところ、このことは弁明の機会の付与にかかる手続違反と同様に重要な争点であると認められることから、この点についても検討することとする。

本件処分は、本件文書指示に審査請求人が従わなかったことを理由として行われた不利益処分であるから、本件処分の前提として、本件文書指示の内容に合理性が認められなくてはならない。

本件文書指示の内容は、審査請求人の妻が通勤に使用する本件自動車の保有または使用は認められないものとして本件自動車の処分を指示するものである。

そして、通勤用自動車の保有または使用を認めることができる場合は、問9により判断するものとされている。

そこで、この問9を踏まえ、本件自動車の保有を認めないとした処分庁の判断とそれを



前提とする本文書指示が合理性を有しているか否かについて検討する。

はじめに、問9は、次官通知第3-5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認める要件として、問9の1から4までのいずれかに該当することとしている。

これについて、審査請求人は、妻は右足首を骨折したことによる骨折部の痛み（以下「本件後遺症状」という。）があるため、長距離の移動を伴う公共交通機関による通勤は相当困難であるから、自宅から勤務先までは自動車による通勤が必要であると主張している（審査請求の理由(3)-キ）。

問9では、このような理由により通勤に自動車を必要と認めることができることを、その1（障害者が自動車により通勤する場合）に該当する場合としている。

しかしながら、関係資料において、本件後遺症状を客観的かつ具体的に知ることのできる診断書等の存在は確認されないため、妻が公共交通機関を利用することにどの程度の困難性があつたのかがい知ることにはできない。

したがって、本件の審理において妻は公共交通機関による通勤が困難であつたと判断することはできず、審査請求人の主張が問9の1に該当する場合にあたると認めることはできない。

一方で、関係資料によると、妻が勤務先から帰宅する場合に■■■■■駅から利用できる路線バスの運行は19時20分発が最終であるため、通常の勤務終了時間における帰宅にあつては、当該路線バスを利用することはできないことが認められる。

このような事情は、問9の4（深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合）に該当すると判断することができる。問9の4に該当するものとして通勤用自動車の保有を認めるのは、さらに問9の答の(1)から(4)のいずれにも該当する場合に限るとされている。

そこでさらに、問9の答の(1)から(4)に該当するか検討する。

問9の答の(1)について、審査請求人世帯の状況は、審査請求人は高齢であり、また、長女は高等学校通信課程に在学中であるから、妻の当該勤務が世帯の最低限度の生活の維持および自立の助長のために役立っていることは明らかである。

したがって、後の検討を踏まえて当該就労において自動車による通勤がやむを得ないと認められるのであれば、当該要件に該当すると認めることができる。

問9の答の(2)について、関連する統計資料によれば、滋賀県における一世帯当たりの自動車の保有台数は、全国平均に比べてやや高い台数であることがうかがえる。

さらに、審査請求人が居住する地域の公共交通機関の運行状況を踏まえると、当該地域において通勤等のために自動車を保有または使用することは、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失するとの事情は見当たらず、当該要件に該当すると認められる。

問9の答の(3)について、本件自動車は平成11年型の軽自動車であり、このような自動車の資産価値は極めて小さいと考えられ、当該要件に該当すると認められる。

問9の答の(4)について、審査請求人世帯の収入は妻の就労収入のみであるところ、本件処分が行われる直前に処分庁が認定した妻の就労収入は142,338円（基礎控除等の控除後の額）であり、このような就労収入は自動車の維持費を十分に上回るものであるから、当該要件に該当すると認められる。

最後に、問9では「自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難」であると認められることを要件としている（以下、単に「本件要件」という。）。

本件において、妻は勤務先からの帰宅時において[REDACTED]駅から自宅までの路線バスが利用できないと認められるのであるから、同駅と自宅との区間について、本件要件に該当するか否かを検討することとなる。

そこで、はじめに、妻の通勤に関する諸事情を確認するところ、自宅から[REDACTED]駅までの距離は概ね3.5Kmである。

また、関係資料によれば、妻はほぼ常時に勤務先からの帰宅時にバスを利用できないものとうかがわれる。

次に、処分庁が本件要件の該当性をどのように判断したかを確認すると、処分庁の担当職員による口頭説明等（認定事実(5)、(7)、(14)）および処分庁の弁明書による主張をみると、処分庁は、自宅から[REDACTED]駅までの区間は徒歩、自転車、原付きバイクおよびタクシーによる通勤が可能と判断するが、妻の年齢、本件後遺症状、通勤時間帯、通勤経路および交通状況等を考慮してあえてタクシーの利用を提案したと述べている。

そこで、この処分庁の判断および本件文書指示がどのような手続や経過によるものかを確認するところ、妻が料亭の[REDACTED]に勤務していたときにおいては、処分庁は平成23年6月28日に所内ケース診断会議を実施しており、関係資料によれば、当該会議では問9が示す各要件を踏まえて検討を行っていることが確認できる。

処分庁は、この検討の結果、自動車の保有は認められないと判断しているが、その理由は、自宅から勤務先までは1.6Kmと近距離であるためとしている（認定事実(3)）。

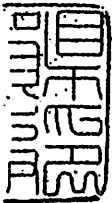
その後、平成23年7月18日に妻の勤務先が[REDACTED]に替わり、この勤務先の変更および勤務先からの帰宅時にはバスの運行が終了していることを理由として、妻は担当職員に自動車の使用を所内ケース診断会議に諮ってほしいと要望しているが、これに対して処分庁は、車の保有は認められないと口頭で伝えたとうえで、自動車を処分するよう文書指示を行っている（認定事実(5)および(6)）。

しかしながら、この際において、処分庁が妻の通勤の実情や健康状態等を踏まえ、所要の調査を行うなどしたうえで、所内ケース診断会議により問9に基づいて検討したとの事実は確認できない。

さらには、その後も本件文書指示に至るまで、問9に基づき妻が通勤に使用する自動車の保有または使用が認められるものか否かについて、処分庁が所要の調査や所内ケース診断会議を実施したとの事実は確認できない。

つまり、妻の勤務先が[REDACTED]に替わった後に、このことに伴う通勤経路および帰宅時のバスが利用できないといった事情の変化に加え、妻は右足首を骨折したことによりその健康状態に変化があった可能性があるにもかかわらず（認定事実(9)）、所要の調査や問9に基づく組織的な検討を行うことなく本件文書指示に至ったものと考えられる。

したがって、処分庁がどのような経過や検討をもって前記の「徒歩、自転車、原付きバイクおよびタクシーによる通勤が可能」と判断したのかは不明であり、そうすると、処分庁は妻が[REDACTED]に勤務していたときの所内ケース診断会議により判断した結果（認定事実(3)）を、単にそのまま本件文書指示に至るまで用いているものと推測せざるをえない。



以上のような経過についてみると、自宅から■■■■■駅までの区間は、その距離のみで判断すれば、一般的には自転車または原付きバイク等による通勤は可能な距離と考えられ、処分庁は、慎重な検討を要しなくとも、妻の通勤における自動車の使用は必要ないと判断しているように思われる。

さらには、審査請求人は本件自動車の保有を処分庁に届け出なかったのであるから、処分庁からみれば、審査請求人は届出の義務（法第61条）を順守しないばかりか、本件自動車の保有を隠匿していたといえるものであり、よって処分庁は、諸事情を踏まえた検討を要することなく、直ちに本件自動車の保有は認められないと判断しているように思われる。

しかしながら、処分庁は弁明書において「妻の年齢や通勤経路、時間帯、交通状況、妻のけがの状況等々を鑑み、考慮した結果タクシーの利用をあえて提案したものであり、いわば最大限の配慮である。」と述べていることから、当該区間を例えば自転車や原付きバイク等により通勤するうえで、何らかの配慮すべき事情があったものとうかがえる。

これがどのような事情であって、また、処分庁はその事情をどのように検討・配慮したのか、関係資料により具体的に確認することはできないから、本件審理において、これらを踏まえて本件要件に該当するか否かを判断することはできない。

さらに、配慮すべき事情があったと処分庁が自ら述べていること、また、本件文書指示は、それが本件処分という重大な処分に至っていることを踏まえれば、処分庁は、妻の健康状態、道路状況、交通状況さらには気象状況（例えば積雪）等を十分に考慮したうえで、自転車や原付きバイク等による通勤が単に可能か不可能かだけでなく、その困難性を有していたかも含めて慎重に組織的な検討を行う必要があった。

先に述べたとおり、処分庁はこのような所要の調査や組織的な検討を行ったとはいえないから、この点において本件文書指示は合理性を有していたと認めることはできない。

よって、本件処分は不合理な文書指示を前提とするものであり、この点においては不当なものと判断する。

なお、審査請求人は処分庁がタクシーの利用による通勤を助言したことに対する不当性を主張しているので、この点について申し添える。

常時の通勤に際してバス等の公共交通機関が利用できない場合に、その代替の通勤手段としてタクシーを利用することは、社会通念上一般的であると考えられない。

したがって、自動車による以外の通勤手段として、社会通念上一般的であると考えられないタクシーという通勤手段が存在することのみをもって、本件要件を満たさないと判断することは適当ではない。

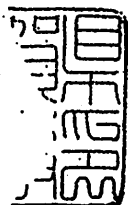
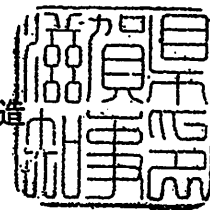
しかし、例えば経済性の比較検討など、自動車による通勤に比較してタクシーの利用による通勤が適当と判断される特段の事情がある場合は、この限りではない。

以上を踏まえ、本件においても、処分庁はタクシーの利用による通勤を助言することが適当か否かについて、慎重に組織的な検討を行う必要があったものとする。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 28年 2月 25日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造



○生活保護法による保護の実施要領について（該当部分のみ抜粋）

昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知

第3 資産の活用

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

- 1 その資産が現実には最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを適当としないもの

○生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（該当部分のみ抜粋）

昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知

第3 資産の活用

問9 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよい。

- 1 障害者が自動車により通勤する場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合
- 3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合
- 4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

答 お見込みのとおりである。なお、2、3及び4については、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- (1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。
- (2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- (4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。